

鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会  
選定結果報告書

令和7年10月

## 1 概要

鎌倉市腰越漁港の指定管理者の選定にあたり、鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、提出書類の審査及び公開ヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定しました。

## 2 選定委員会委員

- 委員長 鵜飼 俊行（神奈川県水産振興促進協会専務理事）
- 副委員長 今井 利為（公益財団法人神奈川県栽培漁業協会専務理事）
- 委員 飯田 亜希子（東京地方税理士会鎌倉支部副支部長）
- 委員 野村 修平（腰越地区町内自治会連合会副会長）
- 委員 浪川 珠乃（一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所調査役）

## 3 選定委員会開催経過

### （1）第1回

#### ア 開催日

令和7年（2025年）7月29日（火）

#### イ 内容

- （ア）委員長及び副委員長の選任
- （イ）指定管理者募集要項及び指定管理業務仕様書の確認
- （ウ）採点表及び評価基準の確認

### （2）第2回

#### ア 開催日

令和7年（2025年）10月8日（水）

#### イ 内容

- （ア）書類審査結果報告
- （イ）公開ヒアリング、質疑応答
- （ウ）採点
- （エ）指定管理候補者の選定
- （オ）選定結果報告書の確認

## 4 応募団体

### （1）腰越漁業協同組合

## 5 採点について

鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員の標準項目及び加減点項目の採点を総計し、最高点を獲得した団体を優先交渉権者とします。ただし、標準項目における委員の採点の中間計が60%未満の団体は優先交渉権者として選定しません。また、標準項目のうち同一審査項目において、2人以上の委員の評点が1点（満点が10点の項目については2点以下）の場合については失格とします。

6 配点及び評価基準

(1) 配点

標準項目

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
<p>ア 管理運営の基本方針</p> <p>提案書の内容が、施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。</p>	<p>ア 漁港施設の管理運営の基本的方針・市営</p>	<p>市が提示した仕様書と適合しているか。</p>	<p>10</p>
	<p>イ 運営の理念・意欲について</p>	<p>施設の運営方針が明確に示されているか。</p>	<p>10</p>
		<p>施設の平等な利用を確保するための方法を有しているか。</p>	<p>5</p>
<p>計</p>			<p>25</p>
<p>イ-(1) 施設の運営</p> <p>提案書の内容が、施設等の効率的かつ適切な維持管理を図ることができるものであること。</p>	<p>ウ 業務に関する規定の整備状況</p>	<p>定款、寄附行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。</p>	<p>5</p>
	<p>エ 効率的な管理運営</p>	<p>必要な収入、経費が計上されているか。</p> <p>安定した収入確保及び管理経費の縮減を図る計画となっているか。</p>	<p>10</p>
	<p>オ 危機管理体制</p>	<p>事故や災害など緊急時における対策が示されているか。</p>	<p>5</p>

	カ 環境への配慮	施設運営にあたり、環境に配慮した方針が示されているか。	5
計			25

イ-(2) 施設の運営  漁港施設の管理運営を、安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。	キ 人材及び人員配置	業務について、知識及び経験を有する者を従事させることができるか。	10
		指導者又は責任者を配置するなど、適切な職員の編成が確保されるか。	5
	ク 安定した経営基盤（資産および財務諸表の状況）	資本金（基本財産）や運用財産など財務諸表の状況から安定した経営基盤が確保され、かつ損害賠償能力を有しているか。	10
	ケ 個人情報の保護	個人情報保護の方針に基づき、情報の管理体制が整っているか。	5
計			30

ウ 事業の実施  提案書の内容に沿った事業を安定して行うことができる能力を有していること。	コ 漁業の普及事業	利用者の意向を踏まえたサービスを提供することができるか。	10
	サ 項目外の提案	仕様書に記載のある事業以外で、独自の発想に基づく水産業の振興に資する業務提案をすることができるか。	10
計			20
中間計			100

加点・加減点項目

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
A-(1) 加点項目			
市への納付額を下限額以上に納付することができること。	シ 納付額について	下限額の提案を配点 0 点とし、50 万円上がるごとに 1 点ずつ加点する。250 万円以上の提案は一律配点 5 点とする。	5
	ス シの提案額の実現について	シの提案額の実現に向けた具体的な業務提案をすることができるか。	0 / - n (n=シ点数)
計			5
A -(2) 加減点項目 (現在の指定管理者のみ)			
前期の管理運営の実績が良好であること。	セ 実績について	財政状況含む運営状況の実績が良好であるか。	±2
	ソ 前期事業を踏まえた事業上の工夫・対策について	前期事業の課題への対策について、工夫・実現性のある提案をすることができるか。	±2
計			±4
合計			109

(2) 評価基準

標準項目 5点満点の評価基準 (10点満点の項目は下表の点数を2倍で採点する)

評価	点	基準
非常に劣っている	1	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしておらず、実現性、具体性もない。
劣っている	2	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性がない。
普通	3	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性が乏しい。
優れている	4	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされている。
非常に優れている	5	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされ、独自の工夫がされている。

A-(1)加点項目 シ

評価	点	基準
50万円以上	1	納付金の下限額から50万円以上アップの提案である。
100万円以上	2	納付金の下限額から100万円以上アップの提案である。
150万円以上	3	納付金の下限額から150万円以上アップの提案である。
200万円以上	4	納付金の下限額から200万円以上アップの提案である。
250万円以上	5	納付金の下限額から250万円以上アップの提案である。

A-(1)加点項目 ス

評価	点	基準
250万円以上	-5	納付金の下限額から250万円以上アップの提案で、実現性、具体性がない。
200万円以上	-4	納付金の下限額から200万円以上アップの提案で、実現性、具体性がない。
150万円以上	-3	納付金の下限額から150万円以上アップの提案で、実現性、具体性がない。
100万円以上	-2	納付金の下限額から100万円以上アップの提案で、実現性、具体性がない。
50万円以上	-1	納付金の下限額から50万円以上アップの提案で、実現性、具体性がない。
優れている	0	実現性、具体性のある提案がされている。

## A-(2)加減点項目 セ

評価	点	基準
非常に劣っている	-2	財政状況含む運営状況の実績が非常に劣っていた。
劣っている	-1	財政状況含む運営状況の実績が劣っていた。
普通	0	財政状況含む運営状況の実績が良好であった。
優れている	+1	財政状況含む運営状況の実績が優れていた。
非常に優れている	+2	財政状況含む運営状況の実績が非常に優れていた。

## A-(2)加減点項目 ソ

評価	点	基準
非常に劣っている	-2	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしておらず、実現性、具体性もない。
劣っている	-1	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性がない。
普通	0	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性が乏しい。
優れている	+1	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされている。
非常に優れている	+2	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされ、独自の工夫がされている。

## 7 審査結果

応募団体からの提出書類の審査、公開ヒアリング並びに採点及び審議を行い、腰越漁業協同組合を指定管理者候補者に選定しました。なお、審査に際しては、委員1名欠席のため、委員4名による採点となりました。

採点の結果は、下表のとおりです。

### 【採点表】

#### 標準項目

選定基準	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	合計点
ア 管理運営の基本方針 提案書の内容が、施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	25	21	20	24	20	85
イー(1) 施設の運営 提案書の内容が、施設等の効率的かつ適切な維持管理を図ることができるものであること。	25	23	21	19	18	81
イー(2) 施設の運営 漁港施設の管理運営を、安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。	30	28	25	26	24	103
ウ 事業の実施 提案書の内容に沿った事業を安定して行うことができる能力を有していること。	20	20	18	14	20	72
標準項目中間計	100	92	84	83	82	341

#### 加点・加減点項目

選定基準	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	合計点
A-(1) 加点項目 市への納付額を下限額以上に納付することができること。	5	0	0	0	0	0
A-(2) 加減点項目 (現在の指定管理者のみ) 前期の管理運営の実績が良好であること。	±4	4	3	0	0	7
加点・加減点項目中間計	9	4	3	0	0	7

合計	109	96	87	83	82	348
----	-----	----	----	----	----	-----

## 8 選定講評

今回の審査結果については、腰越漁業協同組合から提案された鎌倉市腰越漁港に関する指定期間中の施設の管理運営、事業の実施等について選定委員会で審査し、提案内容の確実性や安定性などを総合的に評価し、同組合が指定管理者として当該施設を管理運営することが適当であると認めたものです。

ただし、指定期間中における指定管理者としての取り組みに際しては、次の点に留意してください。

- ・近年の人件費上昇などの傾向も加味し、臨機応変に財源確保の努力をすることで、引き続き経営安定に向けた対策を講じること。
- ・事業実績報告書の内、特に収支に関する報告内容については、誤りのないよう適切に処理すること。

市は、施設の設置目的等の特殊性から公募によらず指定管理者とすることを鑑み、市民から理解が得られるよう同組合の管理運営を指導監督してください。

今回の審査結果を踏まえ、同組合が提案以上の成果を導き出し、地元漁業の発展のみならず、地域との連携や漁業に対する市民理解が深まることを期待します。